



埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び埼玉県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）第2条第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成29年6月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二



埼玉県後期高齢者医療広域連合の財政状況

平成28年度予算の平成29年3月31日現在（出納整理期間は5月31日まで）における一般会計及び特別会計の執行状況を次のとおりお知らせします。

1 平成28年度 一般会計予算の執行状況（平成29年3月31日現在）

歳入 (単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	収入済額	収入率
1. 分担金及び負担金	1,515,064,000	97.67	1,515,063,007	100.00
2. 国庫支出金	625,000	0.04	0	0.00
3. 繰越金	34,562,000	2.23	34,562,705	100.00
4. 諸収入	977,000	0.06	572,602	58.61
歳入合計	1,551,228,000	100.00	1,550,198,314	99.93

歳出 (単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率
1. 議会費	1,444,000	0.09	520,090	36.02
2. 総務費	346,321,000	22.33	310,681,123	89.71
3. 民生費	1,195,412,000	77.06	1,195,412,000	100.00
4. 公債費	51,000	0.00	0	0.00
5. 予備費	8,000,000	0.52	0	0.00
歳出合計	1,551,228,000	100.00	1,506,613,213	97.12

2 平成28年度 後期高齢者医療事業特別会計予算の執行状況（平成29年3月31日現在）

歳入

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	収入済額	収入率
1. 市町村支出金	118,062,430,000	18.15	110,137,941,006	93.29
・保険料等負担金	(69,313,744,000)	(10.65)	(65,383,546,455)	(94.33)
・療養給付費負担金	(48,748,686,000)	(7.50)	(44,754,394,551)	(91.81)
2. 国庫支出金	195,061,488,000	30.00	192,817,689,974	98.85
3. 県支出金	51,537,265,000	7.92	49,606,142,471	96.25
4. 支払基金交付金	263,624,269,000	40.54	238,490,461,000	90.47
5. 特別高額医療費 共同事業交付金	205,429,000	0.03	231,867,927	112.87
6. 財産収入	7,000,000	0.00	142,015	2.03
7. 繰入金	3,939,448,000	0.61	3,939,448,000	100.00
8. 繰越金	17,241,824,000	2.65	17,241,824,459	100.00
9. 諸収入	641,625,000	0.10	653,588,168	101.86
歳入合計	650,320,778,000	100.00	613,119,105,020	94.28

歳出

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率
1. 総務費	1,263,635,000	0.20	1,030,199,218	81.53
2. 保険給付費	628,601,802,000	96.66	567,636,527,697	90.30
3. 特別高額医療費 共同事業拠出金	205,429,000	0.03	191,130,997	93.04
4. 保健事業費	2,535,790,000	0.39	914,374,489	36.06
5. 基金積立金	5,312,324,000	0.82	5,305,464,095	99.87
6. 公債費	17,000,000	0.00	0	0.00
7. 諸支出金	12,377,798,000	1.90	12,325,916,686	99.58
8. 予備費	7,000,000	0.00	0	0.00
歳出合計	650,320,778,000	100.00	587,403,613,182	90.33

### 3 財産及び一時借入金の現在高

#### (1) 財産

区 分	現在高
建物	なし
土地	なし
基金（保険給付費支払基金）	18,177,935,306
合 計	18,177,935,306

#### (2) 一時借入金

平成28年度の一時借入金限度額は、一般会計 50,000 千円、後期高齢者医療事業特別会計 40,000,000 千円となっていますが、借入実績及び現在高はありません。